平成２５年（フ）第８３号
長野県佐久市平賀2666番地275
債務者　黒澤由香里（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月25日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２５年（フ）第５７３４号
大阪府四條畷市南野５丁目９番４号　ひるさいどてらすＣ205
債務者　廣瀬　靖彦
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０８５号
東京都稲城市押立410番地の３ジョイハウス102
債務者　高畑　幸子
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月20日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１６０号
長崎県佐世保市吉井町直谷1007番地３、旧住所長崎県佐世保市吉井町直谷656番地
債務者　崎田　　茂
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月21日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第６３７号
栃木県日光市猪倉3392番地288
債務者　軽部　　浩
1　決定年月日時　平成25年12月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第６３９号
栃木県栃木市今泉町１丁目11番14号　サンライズコーポ石川３号
債務者　印南　悠子
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３７５号
静岡県焼津市塩津216番地の１　塩津団地304号
債務者　大橋八重子
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月25日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１３５４１号
東京都板橋区中板橋24―１―201
債務者　阿部　拓巳
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３６０３号
東京都葛飾区南水元３丁目６－１―850
債務者　小宮　孝子
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３６０５号
東京都板橋区前野町１丁目20―１―416
債務者　笠原ますみ（旧姓成島）
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３６３１号
東京都台東区三筋１丁目16―11―501
債務者　小川七七美（旧姓外川）
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３６３２号
千葉県市川市柏井町１丁目2133―107
債務者　和泉　卓也
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３６４１号
東京都江東区東砂２丁目13―20―503
債務者　花木　和夫
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３６４４号
東京都新宿区赤城下町67番地　ハイムコスモス305
債務者　久野　　満
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３６４５号
東京都豊島区西池袋２丁目22―８　目白第二欅マンション303
債務者　日下部和俊
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部